第2回ゲノム医療基本計画WG	参考資料
令和6年2月14日	1

ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係る ワーキンググループの開催について

令和 6年 1月 15日

1. 開催趣旨

良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律(令和5年法律第57号。以下「ゲノム医療推進法」という。)第8条第1項に基づく基本計画を策定するに当たり、必要な事項について検討するため、ゲノム医療協議会の下に、「ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループ」(以下「WG」という。)を開催する。

2. 検討事項

WGは、ゲノム医療推進法第8条第2項に掲げるゲノム医療施策についての基本的な方針、ゲノム医療施策に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策及びその他のゲノム医療施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について検討する。

3. 構成員

- (1) WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) WGは、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、関係府省庁及び構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 運営

- (1) WGは、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が、構成員の参集を求め開催 する。
- (2) WGは原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障がある場合など、必要があると座長が認めた場合は、WGを非公開とすることができる。
- (3) 会議資料及び議事録については、非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、後日厚生労働省ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) WGの庶務は、医政局研究開発政策課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係る ワーキンググループ 構成員

天野 慎介 全国がん患者団体連合会 理事長

五十嵐 隆 国立成育医療研究センター 理事長

上野 さやか TMI 総合法律事務所 弁護士

大沢 かおり 東京共済病院 乳がん相談支援センター

医療ソーシャルワーカー

神里 彩子 東京大学医科学研究所先端医療研究センター

生命倫理研究分野 准教授

小崎 健次郎 慶應義塾大学 医学部 臨床遺伝学センター 教授

佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長

菅野 純夫 千葉大学 未来医療教育研究機構 特任教授

角山 和久 日本経済団体連合会 イノベーション委員会ヘルステック戦略

検討会委員

アステラス製薬株式会社 デジタル・アナリティクス&テクノロ

ジー デジタルリサーチソリューションズ ヘッド

遠山 優治 日本生命保険相互会社

調査部 上席専門部長 兼 支払サービス部 上席専門部長

兼 契約管理部 上席専門部長

中釜 斉 国立がん研究センター 理事長

深田 一平 がん研究会有明病院ゲノム診療部 医長

三木 義男 筑波大学プレシジョン・メディスン開発研究センター 客員教授

医誠会国際総合病院 特任副院長

水澤 英洋 国立精神・神経医療研究センター

理事長特任補佐•名誉理事長

森 幸子 日本難病・疾病団体協議会 理事

山田 義介 ジェネシスヘルスケア株式会社 取締役

横野 惠 早稲田大学社会科学部 准教授

吉田 雅幸 東京医科歯科大学生命倫理研究センター 教授・センター長

遺伝子診療科科長

※五十音順